

令和3年度 第1回 北区自治協議会 議事概要

日 時 令和3年4月22日(木)午後1時30分から

会 場 豊栄地区公民館 大講堂

出席者 委員

神田征男委員、神田恭之委員、小日向委員、五十嵐委員、本間藤雄委員、阿部委員、前田委員、山賀委員、清水博恭委員、有田委員、樺山委員、斉藤委員、清水文桜委員、鶴巻委員、平松委員、藤沢委員、藤原委員、本間啓幸委員、皆川英良委員、柳委員、横山委員、渡邊委員、本田委員、伊藤委員、遠藤委員、佐久間委員、皆川靖博委員

(欠席：大島委員、山田委員、中嶋委員)

事務局

[北区役所関係]

区長、地域総務課長、区民生活課長、健康福祉課長、産業振興課長、建設課長、北出張所長、北区農業委員会事務局長、北下水道分室長、消防局北消防署長、北区教育支援センター所長、豊栄地区公民館長、地域総務課長補佐2人、地域総務課員4人、市民協働課員2人

傍聴者 2人

内 容

1 開会

2 北区長あいさつ

区 長

委員の皆様におかれましては、今ほどお話にありましたが、第8期の北区自治協議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。そして今日、こうして皆様と顔を合わせて今年度第1回目の協議会を開催できることを大変うれしく思っております。

今日から新たな8期ということで、13人の新しい委員さんが加わっての会議ということになっていきます。任期はそれぞれ2年間ということになりますので、今日、欠席の方もいらっしゃると思いますが、30人の委員さん、2年間、よろしく願いいたします。

平成 27 年度に、北区では区ビジョンまちづくり計画というものを策定しております。この中に、目指すべき将来像といたしまして、「自然・活力・やすらぎにあふれるまちー住みたくなるまち 北区ー」、これを目指して、さまざまな取組みを皆様と一緒に進めているというところがございます。引き続きこちらを進めていくこととなりますけれども、この計画、残りが 2 年となりました。皆様の任期と同じにあと 2 年ということになっておりますので、皆様には、現計画の最終のまとめの部分と、次期計画についてのご意見などをたくさん寄せていただきたいと思っておりますので、どうぞお力添えをよろしくお願いいたします。

併せまして、先ほどから話があります新型コロナウイルス感染症の関係でございます。皆様もご承知のとおり、12 月末から感染者数の高い状況が続いております。今、新潟市は特別警報という状況となっております。このところ、連日、新潟市は二桁の感染者数ということで、今日は 14 名の感染が確認されたということで記者発表があったところがございます。司会からの話にもありましたが、マスクの着用、あるいは距離を取った座席ということになっております。委員の皆様同士がなかなか顔を合わせることができないような座席になっておまして、意見交換も難しいかとは思いますが、そこはご協力いただいて、多くの意見、発言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これから 2 年間、よろしくお願いいたします。

3 委嘱状交付

4 自己紹介(各委員、所属長)(略)

5 自治協議会について(概要説明)

(1)新潟市及び区自治協議会の概要について

市民協働課

参考資料 1、スライドの 1 枚目をご覧ください。自治協議会の事務局は、各区役所の地域課または地域総務課です。市民協働課は、8 区全体に関係することの総合調整、条例の部分や、制度の部分、また、各区の自治協議会の会長で構成されます会長会議の事務局を担当しております。

2 枚目のスライドをご覧ください。はじめに自治協議会の目的についてです。国内の地方分権の推進、平成 12 年 4 月に地方分権一括法の施行などにみられますように、地方分権の推進を背景として、本市における都市内への分権を推進するために、市民と市とが協働して地域のまちづくり、その他の地域の諸課題に取り組み、住民自治の推進を図ることを目的と

しております。この目的を達成するために、市長が設置している機関、組織というものが自治協議会となります。

背景については大きく二つの理由があります。

設置に至った背景の一つ目ですが、広域合併です。本市は平成 13 年に黒埼町と、平成 17 年に近隣 13 市町村との合併を行うなど、広域的なまちづくりを推進してきました。一方で、合併により大きくなる行政、遠くなる行政、地域の埋没というものに対する不安の声もあったことから、各地域の住民の意見を行政に届けるために、8 区の区役所を主体としたまちづくりを行うために、区を単位とした審議機関の設置が求められました。

設置の背景二つ目、「分権型政令市」の推進です。広域合併から政令指定都市への移行の中で、本市は、目指すべき都市像として、分権型政令市というものを掲げました。この分権型政令市というものは、区をメインステージとしまして、市民と協働で特色あるまちづくりを進めていこうという考え方を指しています。この都市像の実現に向け、本市ではコミュニティ協議会をはじめとした地域団体への手厚い支援、また、区役所への大きな権限、財源の付与を行っておりますが、この地域と住民、そして区役所、これらがしっかりと協働していくために、この両者をつなぐ協働の要としての審議機関の設置が求められました。

この二つの理由、二つの役割を果たしていくために、本市では平成 19 年の政令市移行と同時に、各区に一つずつ自治協議会を設置したということです。

続いて自治協議会の概要についてです。まず、自治協議会の法的位置づけは、新潟市区自治協議会条例、新潟市自治基本条例です。

続いて自治協議会の委員構成についてです。各区の自治協議会の委員数は原則 30 人以内となっており、一部、人口 10 万人を超える区については人口規模に応じた上限人数の上乗せがあります。委員については、①コミュニティ協議会等選出委員ということで区内のコミュニティ協議会から選出された委員。②公共的団体等選出委員、商工会や区の社会福祉協議会など、区内の公共的団体等から選出された委員。③区長が必要と認めた者ということで有識者や公募による者と、この三つの区分により、選出されています。各委員の任期は 2 年間で、再任することもできます。また、全体会議、専門的な分野について審議する部会の会議に出席した場合は、日額 3,000 円の報酬が支給されます。

続いて自治協議会の役割についてです。自治協議会に求められる役割は、大きく分けて①「審議会」の役割、②「協働の要」の役割の二つです。

はじめに①「審議会」の役割についてです。これは、地域に根差した区の総合的な審議機関として、地域の声を区役所また市役所に届けるという役割のことを指します。具体的には、区ごとのまちづくりの取組みをまとめた区ビジョンまちづくり計画や、区の所管する施設の

設置廃止、指定管理者制度の導入についてなど、区役所からの諮問や聴取に対して意見を述べる諮問・必須意見聴取というものがあります。また、自治協議会自らが地域の課題の解決方法について、意見要望を述べる意見聴取、具申というものがあります。

続いて②「協働の要」の役割です。これは、住民に基盤を置く機関として、区民等の多様な意見の調整や取りまとめを行うとともに、行政と区民等との協働活動をコーディネートするという役割のことを指します。自治協議会設置当初はこのような役割のみでしたが、近年では新たに「地域代表」の役割、また、「実施主体」の役割という協働の要から派生した新たな役割というものも積極的に担っていただいております。この地域代表の役割についてですが、自治協議会での審議内容を地域団体などへ報告すること、また、自らの地域の課題を自治協議会の場で情報共有するなど、選出母体である地域や団体を代表する立場としての役割りというものを指します。また、「実施主体」の役割についてですが、自治協議会自らが事業を企画して区役所とともに取組みを展開する自治協提案事業や、自治協の取組みの紹介などを行う広報紙の発行など、地域活動について審議していただくのみならず、より積極的に地域課題の解決に取り組むという役割を担っていただいております。

続いてこれまでの成果についてです。自治協議会は設置から 10 年あまり経過し、これまで、地域課題の解決に向けた事業実施等につながった、地域課題の把握・共有ができた、区民の意識改革につながった、人材の発掘ができたなど、様々な成果を生み出していただいております。

続いてこれまでの課題とあり方検討についてです。さまざまな成果を生み出していただいている自治協議会ですが、一方で、設置から 10 年が経過し、さまざまな課題が生じておりました。そこで、平成 29 年度に、今後の自治協議会のあり方について検討する区自治協議会のあり方検討委員会というものを設置いたしまして、自治協議会委員経験者や有識者から、見直しに向けた多くの議論、検討をしていただきました。その結果、これからの自治協議会には、これまで以上に、組織のあり方を区の実情に合ったものにすることが必要という報告をいただきました。そこで、市のほうで、この方向性に沿った運営を図れるように平成 30 年度に条例改正を行い、各区の自治協議会において、その制度改正を踏まえた見直しの検討を行っていただきました。それらを踏まえ、平成 31 年 4 月から第 7 期がスタートし、各区の自治協議会で、より魅力ある自治協議会となるように独自の取組みを行ってきました。その取組みの一例として三つほどあげております。例えば区の組織目標の検証評価という部分では、南区の自治協議会が取り組んでいる事例ですが、区が掲げる目標に沿った施策、その検証と成果を評価する取組みを行っていると同っています。

続いて、区自治協議会の諸課題に関する情報共有(第 7 期から第 8 期へ)というところで

す。このたび就任いただいた第8期の委員の皆様へ、第7期の委員からの引継ぎをご紹介します。参考資料2をご覧ください。

この資料は、各区の自治協議会で話し合っていたいただき、その内容を集約したものとなります。コロナ禍において、今までできていたことがなかなかできなかったということで、着眼点を変えて実施した活動や、コロナ禍におけるあるべき自治協議会の姿など、皆様に引き継ぐ内容が記されております。第8期の皆様の情報共有としてお配りしました。掲載内容については、時間の関係で項目だけをご紹介します。

1 ページ目の1番、自治協議会提案事業について、(1)「with コロナ」時代に対応した提案事業のあり方はどういうものがあるのか、また、どのように検討して実施していったらいいのかということで事例を載せています。続いて2番、防災強化に向けた課題や取組みについて、個人や家庭でできることや、集団での防災訓練の見直しというところに対して、自治協議会としてどのようにかかわっていけるのかを記しています。続いて3番、になりますが、会議の開催方法、それによる新たな体制・運営の確立についてということで、この自治協議会の会議をオンライン開催する場合の課題はどういうものがあるのか、それをクリアする方法はどういうものがあるのかといったことを第7期の委員に検討していただき、その意見を集約したものを掲載しています。

詳細は後ほどご一読いただき、今後の自治協議会の活動の参考にさせていただければ幸いです。新たに委員となられた委員の皆様からは、これまでの委員の皆様が積み重ねてきた取組みを土台としながら、区全体という視点で課題の解決にご尽力いただければ幸いです。

参考資料1のうしろのほうに、自治協議会にかかわる予算、現行制度上、特色ある区づくり予算の概要、市議会と自治協議会の違い、また、関係法令も載せておりますので、こちらも後ほどご一読いただければと思います。

また、自治協議会の当初からの会議録なども北区のホームページに掲載しています。こちらでもご覧いただければ幸いです。

市民協働課係長

私のほうから、以前自治協議会やコミュニティ協議会を担当させていただいた経験から、少し参考になればと、3点、お伝えします。

一つは、自治協議会というものです。この制度を立ち上げるまでには、先人の方たちがいろいろな苦勞をされてこの制度を作ったという過去があります。当時の文献には、合併特例法の期限が迫る中で、地方都市をどう持続させていくか、どうやって地域を守っていったらいいのかについて、深く検討されていることが伝わってきます。住民自治や、行政との協働

など言い方がいろいろありますが、どうやって地方自治を守っていくのかという大きな話の中で、それを支える住民組織の基盤を作ること、地域の皆さんの意見を公のものとして捉えて発信する場を遺した、それが自治協議会であり、コミュニティ協議会に、求められたものの一つと捉えています。

その中で、一番いい形で未来の世代につなげるにはどう残していったらいいのか、そういうことを一緒に行政と考えてやっていきたいと思いますということがあったのではと捉えています。議論をしていただく中で、一人では足りない視点があると思いますので、いろいろな視点からの意見交換をしていただき、意見調整をして一つにまとめ、そして発信してもらいたいと思っています。

2 点目ですが、議論をされるにあたり、様々なデータや統計などを活用されることも一つの方法かと思います。例として、毎年新潟市で市政世論調査を出しています。去年は、自治協議会やコミュニティ協議会の認知度とともに、区の課題は何ですか、もう少しエリアを狭めて、住んでいる地域の課題は何ですかというようなことを聞いています。市のみならず県や国もデータを持っています。世界的な視野に立てばどうなのかということもあるかもしれません。そうすると、国連でもデータを出しています。データを見て比較しながら、課題を見つけていただければいいかと思います。

また、現地視察や、話していく中で、こういうことに詳しい職員を呼ぶとか、専門家に来てもらって具体的に説明していただく、ということも活用してみたいかでしょうか。

最後に、事務局も、進めるにあたり委員の皆さんのお考えをお聞きすることがあります。そのときには相談にのっていただければと思います。

地域総務課長

続いて、北区について地域総務課から説明いたします。

参考資料 3、「令和 3 年度北区自治協議会について」をご覧ください。

1 ページ、第 8 期北区自治協議会委員名簿です。総勢 30 名に委員の委嘱をさせていただきました。そのうち、新しく委員となられた方が 13 名いらっしゃいます。

2 ページ目「令和 3 年度北区自治協議会開催日程予定」についてです。原則、毎月第 4 木曜日の開催となります。ただし、7 月と 9 月は祝日の関係で第 5 木曜日の開催です。第 1 回から第 12 回までをこの予定で開催していきたいと考えております。会場は、豊栄地区公民館大講堂と北地区コミュニティセンターです。開催日により会場が分かれていますので、ご注意ください。

3 ページは令和 2 年度に行った北区自治協議会の議題についてです。さまざまな内容をご

審議いただいておりますが、1点、少し詳細に説明いたします。

第3回の北区特色ある区づくり予算事業についてです。北区では、この区づくり予算事業について、令和3年度は2,900万円を予算化しています。これは区の裁量により事業を次年度に予算化するもので、委員の方々から提案していただく自治協議会提案事業についてもこの予算枠に含まれています。なお、区づくり予算については適宜報告し、最終的に第9回、12月の予算要求の時期に合わせてとりまとめを行います。また、当該年度に行った事業については、最終の12回、3月に最後の事業評価を行います。

4ページ以降は、「第7期の北区自治協議会を振り返って」です。これは、去る3月12日に行われた区自治協議会会長会議での市長への説明資料です。北区自治協議会提案事業の事業評価書と、前会長の思い等が詰まっておりますので、後ほどご覧ください。

事務局

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたお願いします。よろしいでしょうか。なければこの件については以上とさせていただきます。

6 議事

(1) 会長・副会長の互選について

事務局

本来、ここからの進行は新潟市区自治協議会条令第9条に基づきまして会長が議長を務めることとなっておりますが、会長がまだ選任されていないため、地域総務課長が行います。

地域総務課長

議事(1)「会長・副会長の互選」についてです。

会長および副会長については、新潟市区自治協議会条例第5条に「委員の互選によりこれを定める」と規定されております。最初に会長の選任を行いたいと思います。推薦または立候補などはございますでしょうか。

山賀委員

会長候補に松浜地区コミュニティ協議会の神田さんを推薦します。ご承知の方もいらっしゃると思いますが、神田さんは豊富な経験と知識を持っておりまして、明るく、積極的な人柄であります。地域活動をやられる中、たくさんの信頼と親交を得ております。また、昨年までの2年間、この自治協の副会長として我々をリードしていただき、自治協というものを

大変深く理解しております。また、よき慣例として、過去、会長は豊栄地区と北地区とで交互にやっています。ぜひ会長に就任していただくよう、強くお願いして、推薦いたします。

地域総務課長

ありがとうございました。非常に熱い推薦のお言葉をいただきました。会長に神田征男委員とのご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長に神田征男委員と決定してよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。

(拍手)

会長は神田征男委員と決定いたしました。

次に副会長の選任です。最初に、副会長の定数についてお諮りしたいと思います。新潟市区自治協議会条例施行規則第4条では「複数置くことができる」となっておりますが、これまでの慣例に基づき、1名としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしという声がありましたので、副会長は1名として、互選を行います。どなたか推薦はございますでしょうか。

五十嵐委員

副会長についてですが、会長の神田さんが北地区なので豊栄地区の前田さんからご就任いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

地域総務課長

ご推薦ありがとうございました。副会長に前田委員とのご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

副会長には前田委員と決定してよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。

(拍手)

ありがとうございました。副会長は前田委員と決定いたしました。

会長・副会長の互選が終わりましたので、私の進行は終わらせていただきます。

事務局

神田征男委員と前田委員は、それぞれ会長席、副会長席にお移りください。

議長の間ですが、新潟市区自治協議会条例第9条に基づき、会長が議長を務めることになっていきますので、ここからの進行は会長からお願いしたいと思います。神田会長、よろしくお願いいたします。

(2) 部会の設置について

神田会長

議事(2)部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

地域総務課長

新潟市区自治協議会条例第10条により、区自治協議会は委員の一部で構成する部会を置くことができるとされています。参考資料4をご覧ください。第8期自治協議会においても、これまでと同様、北区自治協議会の設置及び運営に関する要綱に基づき、第2条第2項の表の4部会を設置したいと考えております。

部会の構成員についてですが、表の一つ目の総務部会は、同要綱の第3条第3項により、正副会長と総務部会以外の3部会長で構成することが定められております。

同じく第3条第1項により、自治協議会委員は、総務部会を除くいずれか一つの部会に所属することとされております。

資料が飛んで申し訳ございませんが、議事資料1をご覧ください。各委員の所属部会につきましては、事前に皆様にお聞きしたご希望をもとに事務局案を作成いたしました。第8期の部会について4部会を設置し、総務部会以外の3部会の構成員を資料のとおりとさせていただきたいと考えております。

神田会長

ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。いかがでしょうか。ないようですので、この件につきまして、4部会を設置し、資料どおりの構成員としてよろしいでしょうか。よければ、拍手をお願いします。

(「はい」の声)(拍手)

それでは事務局より部会の今後の進め方についてなど補足説明をお願いします。

地域総務課長

補足という形で、若干説明いたします。

この本体会議のあと、各部会に分かれまして部会長、副部会長を決めていただきます。部

会長に選出された方は、要綱に基づき、総務部会へも所属することとなります。原則、自治協議会開催の1週間前にあたる毎月第3木曜日午後に、正副会長と3部会会長による総務部会を開催いたしますので、ご了解いただきたいと思います。

7 その他

神田会長

次は、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局

木崎地域実行計画につきまして説明させていただきます。参考資料5をご覧ください。

木崎地域実行計画は、児童数の減少に伴い、木崎小学校と統合され、閉校となった笹山小学校跡地の活用を含めた木崎中学校区の公共施設のあり方について検討し、作成したものです。本実行計画を作成するにあたり、令和2年1月から12月にかけて計3回のワークショップを開催し、地域と協働で公共施設の再編の検討に取り組んできました。

左面上段の「公共施設の再編計画」という部分をご覧ください。コンセプトを「民間活力による学校跡地の利活用及び既存施設の有効活用」としまして、旧笹山小学校は民間活用、活用方法は調査および公募により決めていきます。

横井の丘ふるさと資料館については、耐震性能が不足しており、危険であることから、収蔵資料移転後に解体としています。

旧笹山小学校、ふるさと資料館以外の施設については存続としていますが、令和元年度に移転が完了している旧木崎ひまわりクラブについては、耐震性能が不足していることから、解体としています。

今説明しました内容をあらわしたものが左面下段の図になります。施設に動きがあります旧笹山小学校および横井の丘ふるさと資料館については、矢印で動きを表現しています。

続きまして、右面上段の「旧笹山小学校 導入を検討する機能案」をご覧ください。機能案検討優先順位となります。第1優先時機能案が「民間活用による多目的活用」、それが難しい場合は、その下の2番目の案として「産業振興に特化した民間活用」となります。また、2案の共通事項としまして、一時的な避難場所としての機能の確保をあげています。

旧笹山小学校についての今後の進め方ですが、これらの機能案に基づきまして、土地活用方法について事前に意見や提案について民間事業者と対話を行うサウンディング調査を実施し、この調査にて民間参入意向が確認できた場合、導入機能の優先順位および調査にて得られた民間の意向を踏まえた条件にて公募を実施します。応募があった場合はそのまま事業実

施となりますが、もし応募がなかった場合については、条件を見直して、再度公募を行います。民間の参入意向に沿った公募を複数回実施しても最終的に応募がなかった場合やサウンディング調査の時点で参入の意向が確認できなかった場合には、活用条件を設定せず、現状有姿での一般競争入札にて売却を実施することになります。

地域総務課長

新潟日報メディアシップ内での公共交通情報の発信についてご説明いたします。

参考資料6をご覧ください。

このたび、メディアシップ1階に設置したモニターで、新潟日報メディアシップバス停や万代シティバス停から発車するバスの発車時刻や運行状況に関する情報が確認いただけるようになりました。

供用開始は、4月1日から既に始まっております。利用可能時間は午前8時から23時までです。

これにより、次便の発車時刻をメディアシップの中で確認できるようになり、天気の悪い日でも、バスが到着する直前までメディアシップの中でお待ちいただけます。新潟日報メディアシップバス停から空港松浜線で北区方面にお帰りになられる際はご利用ください。

なお、同スペースにりゅーとチャージ機も設置されていますので、お待ちの間りゅーとカードをチャージすることも可能です。

裏面には表示例が載っておりますので、後ほどご覧ください。

神田会長

今の説明で何か質問がありましたらお願いします。

清水委員

木崎地区実行計画の中の、横井の丘ふるさと資料館がありますが、中に資料がかなりあると思うのですが、どこに収納するのですか。

事務局

移転場所はまだ決まっておりません。今、郷土博物館で開催中の「昭和の暮らし展」で、その中の資料を少し動かしたりして、あと、大きなものは、機織り機が複数台あるので、その行き場所がある程度目途が立てば先に進めるとは思いますが、まだどこに移転できるのか決まっておりません。

清水委員

貴重な資料なので、ぜひ管理をきちんとしていただきたいと思います。

佐久間委員

旧笹山小学校の管理についてお尋ねします。

今年大雪で、この笹山小学校の前には、木崎小学校に通う笹山地域の子どもたちのバスの停留所になっていますが、雪がすごくて、待つ場所もなく、近くのビニールハウスの持ち主さんが開放してくれて待っていたという話を聞きました。あと、閉校したということでグラウンドが草ぼうぼうで、荒れていく小学校の姿を子どもたちが見て、かわいそうで心を病むというようなことを笹山地区の方がすごく心配されているとお聞きしました。子どもたちや地域の方が学校の今後のことを心配されていて、次の担い手が見つかるまでの間でもしっかり管理していただきたいという声をすごく聞くので、お話させていただきました。

北区教育支援センター所長

冬場の除雪につきましては、笹山小学校が統合するときに、それぞれの集合場所についてはそれぞれの地域で雪かきをお願いしたいということで整理させてもらっております。笹山小学校の前については、除雪業者をお願いして、もっと広めに除けてくれというようなことでお願いしておいたところですが、それが少し足りなくてそういった状況になったのだと思います。申し訳ありません。

施設の管理につきましては、たしかに、地元の方から草が伸びているということで、昨年秋に教育支援センターのほうで少し草刈をさせてもらいました。今年の春先にグラウンドに除草剤を撒かせていただいて、今少し様子を見ているところです。これから草が伸びてくる時期になりますので、もしまた伸びすぎて見苦しいというような状況がありましたら、私どもにご連絡いただければできる範囲で対応したいと思いますので、よろしく申し上げます。

佐久間委員

地域の方に伝えたいと思います。

五十嵐委員

市報の配布の関係で、少し確認したいのです。

新型コロナウイルス感染症で、ワクチンの関係で、市報が主に周知のツールとなっていま

す。今、新聞折り込みで配られています、若い者が中心なのでしょうけれども、新聞を取らない世帯が多い。住民の関心も高いので、市が一生懸命やっておられることに感謝申し上げますが、インターネットと市報しかないのだろうか。新聞折り込みなどのほかに方法を何かお考えなのか。その辺の検討やお考えがあれば、説明をお願いします。

事務局

まず市報の配布なのですが、基本的には新聞折り込み、あとはインターネットということで、各区のホームページ等に掲載がございます。そのほか、希望者のみにはなりますが、郵送で個別配送しています。こちらについては、随時お申込みいただければ速やかに郵送できるよう、そのつど対応させていただいております。

新型コロナウイルス感染症ワクチンの関係が5月2日号掲載予定ですが、やはり問い合わせが多いかと考えられますので、増刷する形で考えております。

五十嵐委員

ありがとうございました。郵送は聞いたことはあります。今までは関心がなかったのかもしれないませんが、今後、何かの機会に、市報郵送のことを知らせる機会を作っていただければと考えていますが、いかがなものでしょうか。

区民生活課長

補足なのですが、転入されてくる方については、先ほどの5月2日の市報と、新型コロナウイルス感染症に関する情報を、市報をその転入セットの中に入れて、新しく市外から来た人でも間違いなくその情報を知ることができるような対応を、現在全区の区民生活課でとっている状況です。

今後とも、新型コロナウイルス感染症に関してどうしても伝えなければいけないこと、そういったような情報は確実に伝わるような形で、転入者に対しては必要な情報を転入時にちゃんとお知らせしていく仕組みを作って対応していきたいという状況です。

区 長

たしかに、今、新聞は、若い世代だけではなくていろいろな世代で取られていないということが、よく話題になります。

今回、ワクチンの接種は、まず高齢者からお知らせを発送しました。それが終わると、今度は16歳から64歳の方にお知らせすることになっています。

今、いただいたのはすごく大事なことであると思っています。郵送申し込みできるということを知らない方が大勢いらっしゃると思います。この機会に、新聞を取っていない方については、電話連絡をいただけることですか、今増刷と言う話がありましたが、区役所や出張所などに置いてありますので、そちらでもらうこともできるということも併せて、また皆様にお伝えしていきたいと思っています。

私たちからもお知らせしていきますが、皆様からも、もし周りでそういう話がありましたら、教えてあげていただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

神田会長

ほかに委員の皆さんで何かありますか。

ないようですのであれば、私の、議題に沿った議事進行を終わります。事務局に進行をお返ししたいと思います。